

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

若桜町長 上川 元張

市町村名 (市町村コード)	若桜町	
地域名 (地域内農業集落名)	池田・吉川地区 (落折、小船、大野、加地、中原、栃原、岩屋堂、須澄、吉川)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月25日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、農業後継者不足であるため、遊休農地の更なる増加及び地域景観の悪化が懸念される。人口が減少する中、地域農業と景観を守るためには、地域農地の戦略的な縮減と再構築が必要となる。このため、将来の地域農業の在り方について、合意形成を図りつつ、新規就農者の受け入れ、農業機械の共同利用、集落営農法人の立ち上げ、高収益作物の取入れ、農家・非農家に関わらない共助体制の構築などを検討する必要がある。
【地域の基礎的データ】
農業者:56経営体、団体経営体(法人・集落営農組織等)2経営体
主な作物:水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻栽培が中心の地域であり、現耕作者の大半が水稻栽培以外の営農は行っていない。シニア世代の農業者を中心として、水稻栽培による大面積の農地維持を継承しつつ、次世代を担う40歳代以下の農家を中心として、水路管理の維持が困難な水田において、畑地化(高収益作物への転換)に取り組む。
また、喫緊の課題である次世代農業者確保のため、関係機関が連携して、地域内外から新規就農者の受け入れ、育成できる体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	116.00 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	62.00 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
次世代を担う農業者が不足するため、新規就農希望者を呼び込める地域づくり、体制づくりを図る。 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付けることが可能となるよう、農地の受け手となる担い手等の確保に取り組む。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業における採択要件等を満たせる農地が少ないため、現状、取組予定地はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関と連携しながら、後継者の確保・育成に向けた支援内容等について、検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要があれば、農作業委託を受託している経営体に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ等の被害が拡大しないよう防止柵等を設置する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成に努める。

②⑨地元、畜産農家と連携したたい肥や境港市と連携した海藻肥料を使用した循環型農業に取り組む。

③山間地区においても導入効果が見込めるドローンや草刈機等の導入を図る。

④担い手への農地集約化を進める一方で、水路管理を行う人手の確保が難しくなっている水田等では、畑地化を検討する。

⑦まとまりのある農地の中において、耕作放棄地が発生し、受け手となる担い手等がない場合、集落内での共同管理を検討する。